

## 規制の見直し期限の設定について(案)

## 1 これまでの取組状況

## (1) 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)策定前

規制の見直し期限に関しては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)(以下「平成18年決定」という。)に基づき、

規制について、各府省において平成18年度中に法律ごとの見直し年度・見直し周期を公表する

見直し基準に基づき、平成19年度以降必要な見直しを行う

こととされていた。

平成18年決定を踏まえた「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定、20年3月25日改定、21年3月31日再改定)に基づき、

各府省庁は、「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」において設定された「次回の見直し年度」を踏まえ、平成19年度以降、一定期間経過後見直し基準(注)に基づき、所管する法律の見直しを進める。また、法律本体の見直しに併せて、これに関連する法規命令、通知・通達等の見直しを進める

各府省庁は、平成19年度以降毎年度、当該年度の翌年度の4月末までに「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し等一覧」を更新し、各府省庁のホームページ等において公表する

こととされていた。

各府省庁における対応については、省庁によるバラツキはあるものの、おおむね平成21年から22年までは、「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し等一覧」の更新が行われていた。

(注1) 一定期間経過後見直し基準

見直し基準のうち、見直しの「期間」の設定については、

「5年」を標準とし、それより短い期間になるよう努める

制度見直しのための検証に時間のかかる規制については、可能な限り「10年」を上限として設定する

とされていた

(2) 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)策定

「見直し周期」については、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)(以下「実施計画」という。)において、

法令等に「見直し条項」がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とする

平成18年決定に基づき設定された規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」について、「見直し周期」が5年を超えるものを含め必要に応じ再設定する

こととされていた。その際、「見直し周期」の設定の期限については、各府省における段階的な対応を可能にする観点から、具体的な期限を設定していなかった。この点に関し、平成27年度及び平成28年度に見直し期限が到来する規制の法令等のレベル別の数を確認する作業を通じて、規制に関わる法令等における「見直し周期」の設定状況を確認する必要がでてきた。

2 見直し期限の設定及び公表について(案)

規制に関わる法令等における「見直し周期」設定状況については、平成27年6月末までに、規制所管府省から規制改革会議事務局に報告することとする。

また、規制の見直し期限については、実施計画を踏まえ、平成27年末までに、規制所管府省において、平成18年決定に基づき設定された規制にかかわる「法

律ごとの見直し年度・周期」に必要な修正を行った上で、規制所管府省のホームページ等において公表することとする。